

京都市告示第 71 号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、平成31年4月25日付け京都市告示第104号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同法第6条第4項の規定に基づき、次のとおり解除します。

令和2年4月16日

京都市長 門川 大作

- 1 土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき指定を解除する区域
京都市南区久世中久世町五丁目1番, 10番 以上の地番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)